



PUBLIC RELATIONS KAMIKOANI

広報

かみこあに

平成26年
12月号
No.671



主な内容

～地域のために～
下五反沢集落 防災訓練

6 P

8 P～9 P
10 P～11 P
18 P

第47回 衆議院議員総選挙 及び
最高裁判所裁判官 国民審査

平成26年度村財政状況
生涯学習センターだより・図書館だより
杉風荘臨時雇用職員採用情報

災害に、地域で備えを 下五反沢集落 防災訓練

11月9日、村の防災訓練が下五反沢集落で開催され、村消防団員62人を含む関係者約120人が参加しました。

下五反沢地区を震源とする震度6強の地震が発生し、家屋の倒壊や裏山の崩落、近隣の民家から火災が発生するなど、大規模災害を想定した訓練が行われ、参加者らは真剣なまなざしで取り組んでいました。



五反沢児童館前では、避難してきた負傷者への応急処置や、心肺蘇生法について、上小阿仁分署員の指導のもと、災害時の対応を学びました。



消火訓練の会場となった集落内では、集落住民と消防団員が消火器を使った初期消火の訓練を行ったほか、各消防分団らの連携により、五反沢川から揚水した水を火災現場まで送水する訓練が行われました。



消防団への入団者を募集します

近年、生活環境の変化に伴い、災害形態は複雑化・大規模化の傾向にあります。このような中で、地域防災の中核をなすのが消防団です。

消防団は、普段は自分の職業に就きながら、災害時の消防活動などに従事しています。身分は非常勤特別職の地方公務員です。

村内に居住、勤務している方で、年齢が18歳以上の健康な方なら誰でも団員になれます。「自分達の地域は自分達で守りたい・・・」そういう思いであなたも消防団員として活動してみませんか。

■年額報酬等

出動手当（災害時、訓練）のほか、階級毎の報酬が支給されます。

■公務災害補償

消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります。

■被服の貸与

消防団活動に必要な制服などが貸与されます。

■退職報償金

消防団員として5年以上勤務し、退団した際に階級に応じて支給されます。



上小阿仁村消防団に関するお問い合わせは
住民福祉課 消防担当 ☎77-2222 までお問い合わせください。

今シーズンの安全を願い 平成26年度 除雪祈願祭

11月21日、今冬の除雪の安全を願い、除雪安全祈願祭が執り行われました。村関係者や除雪業者ら24人が参加し、宮司による祈禱や関係者による玉串奉奠が行われ、今シーズンの除雪の安全を祈願しました。



村では、降雪時の安全で円滑な道路交通を確保するため、適切な除雪作業に努めています。
効率よく安全な除雪作業を実施するため、次の点にご理解とご協力をお願いします。

①路上駐車はやめましょう。

路上駐車部分の除雪が出来ずに道

幅が狭くなります。交通渋滞や事故の原因となるほか、除雪作業が遅れる原因となります。

②深夜、早朝の作業にご理解願います。

交通量の少ない深夜・早朝の除雪作業となるため、除雪車のエンジン音や振動で迷惑をおかけしますが、快適で安全な通勤・通学路の確保のため、ご理解ください。

③道路に置いてあるものは撤去しましょう。

道路に物が置いてあると、除雪車が引っかけて周囲の物を壊してしまう原因にもなります。

④道路に雪を捨てないようにしましょう。

道路に雪を捨てると、交通に支障をきたし事故の原因となります。

⑤自宅前は自分で除雪しましょう。

通勤や通学時間帯までに交通確保するため、一軒一軒の出入口除雪や各家庭の時間帯に合わせた作業を行うことができません。また、お年寄り世帯等の除雪については、近隣でのご協力による除雪をお願いします。

◆除雪時間帯について

降雪量によって除雪に要する時間が変わります。毎日同じ時刻に除雪できるとは限りません。

今年度は、一斉出動の場合、午前0時から作業を開始します。

●問い合わせ先

建設課 建設班

☎ (77) 2224

年末の交通安全運動

12月11日から12月20日まで、年末の交通安全運動が実施されます。

運動の重点

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・冬道の安全運転の励行
- ・飲酒運転の根絶
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・踏切事故の防止

夕暮れ時の交通事故や、雪道でのスリップ事故が多発する傾向にありますので、交通ルールを遵守し、交通マナーを徹底しましょう。

飲酒運転追放県民運動

県が独自に定める飲酒運転追放県民運動の強調期間が12月1日から12月31日まで実施されます。一人ひとりが自覚し「飲酒運転はしない、させない運動」を推進しましょう。

運動の基本事項

- ・運転をするときは、
絶対に酒を飲まない。
- ・酒を飲んだときは、
絶対に車を運転しない。
- ・運転をする人には、
絶対に酒を飲ませない。
- ・酒を飲んだ人には、
絶対に車を運転させない。

役場業務等 年末年始の休業日のお知らせ

■役場

12月27日(土)から1月4日(日) 出生届、婚姻届、死亡届等の戸籍に関する届出の受付はできませんが、住民票や印鑑証明書、戸籍謄抄本等の各種証明書の発行はできません。

■生涯学習センター

■図書館

■地域センター

■トレーニングセンター

12月29日(月)から1月3日(土)
※12月28日(日)は午後5時で閉館します。

■診療所

12月27日(土)から1月4日(日)

■ごみ収集業務

12月31日(水)から1月4日(日)

■長下廃棄物最終処分場

12月31日(水)から1月3日(土)
※第1・第3土曜日、第2・第4日曜日は休業日となります。

■クリーンリサイクルセンター

12月31日(水)から1月3日(土)
※日曜日には受入れしていません。

平成27・28年度 工事等入札参加資格申請を 受け付けます

平成27・28年度に村が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタン等業務に参加したい方の入札参加資格申請を、次のとおり受け付けます。

受付期間

平成27年1月5日(月)～
3月2日(月)

提出書類(抜粋)

- ・申請書
- ・工事又は業務経歴書(2年分)
- ・謄本等(法人は商業登記簿、個人は身分証明書)
- ・納税証明書(3ヵ月以内のもの)
- ・法人は法人税、個人は申告所得税、法人個人とも消費税及び地方消費税の未納がないことを証明するもの)

提出方法

- ・持参又は郵送(受付票は申請者が準備してください)
- ※様式、詳細は村ホームページに12月中旬に掲載します。

●提出場所・問い合わせ先
建設課 建設班

☎(77) 2224

平成27・28年度 物品等入札参加資格申請を 受け付けます

平成27・28年度に物品の製造・販売、役務の提供等に参加したい方の入札参加資格申請を、次のとおり受け付けます。

受付期間

平成27年1月5日(月)～
3月2日(月)

提出書類(抜粋)

- ・申請書 村様式(村ホームページに掲載)
- ・納品経歴書(直近2年分)
- ・謄本等(法人は商業登記簿、個人は身分証明書)
- ・財務諸表類
- ・納税証明書(写可)
- ・平成26年10月1日以降証明委任状(原本) 契約委任がある場合(任意様式)
- ・使用印鑑届(原本)
- ・印鑑証明書(写可)
- ・パンフレット(任意)

提出方法

- ・持参又は郵送(受付票は申請者が準備してください)
- ※様式、詳細は村ホームページに12月中旬に掲載します。

●提出場所・問い合わせ先
総務課 総務財政班

☎(77) 2221

平成27・28年度 造林・保育・造材事業入札参加 資格申請を受け付けます

平成27・28年度に村が発注する造林・保育・造材事業に参加したい方の入札参加資格申請を次のとおり受け付けます。

受付期間

平成27年1月5日(月)～
3月2日(月)

提出書類(抜粋)

- ・競争入札参加願
- ・実績書(2年分)
- ・作業員名簿
- ・機械の所有状況
- ・謄本等(法人は商業登記簿、個人は身分証明書)
- ・納税証明書(3ヵ月以内のもの)
- ・法人は法人税、個人は申告所得税、法人個人とも消費税及び地方消費税の未納がないことを証明するもの)
- ・各種保険加入調
- ・定款(定めている場合)

提出方法

- ・持参又は郵送(受付票は申請者が準備してください)
- ※様式、詳細は村ホームページに12月中旬に掲載します。

●提出場所・問い合わせ先
産業課 林務商工班

☎(77) 2223

農業委員会委員選挙人名簿 の登録申請をお忘れなく

農業委員会委員の選挙人名簿は、毎年1月1日現在で有権者と思われる方から申請を受け付け、農業委員会が審査し、選挙管理委員会が調製します。

調製した選挙人名簿は縦覧期間を経て3月31日現在で確定します。

有権者として名簿に登録されるのは、次の3つの要件全てに該当する方です。

①住所要件

平成27年1月1日現在、上小阿仁村内に居住していること

②年齢要件

平成27年3月31日現在で満20歳以上であること。(平成7年3月31日以前に生まれた方)

③耕作面積の要件

- ・次のいずれかに該当すること
- ・10アール以上の農地を耕作している方(経営者)
- ・10アール以上の農地を耕作している方の配偶者及び同居の親族で年間を通じて耕作従事日数が概ね60日以上あること。

この選挙人名簿は、3月31日現在で確定した後、追加登録することはできませんので、忘れずに申請してください。

申請書は1月7日(水)までに、各集落会長に提出してください。

●問い合わせ先

上小阿仁村農業委員会
産業課農務班 ☎(77) 2223

国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。詳しくは、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei/index.htm>)をご覧ください。

12月は「村税等徴収強化月間」です

村税等は、福祉や保険、教育、道路整備をはじめ、住民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりのために非常に大切な財源です。

村では、毎年増加傾向にある村税等の滞納額の縮小と収納率の向上を目指し、12月を「村税等徴収強化月間」として税收等の確保に努めます。

納期限までに納めていない村税等がある人は直ちに納付してください。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

納期限を過ぎても納付されない人には、文書による督促状や催告書の送付、電話による催告、戸別訪問などを行いますが、それでも納付されない滞納者に対しては、財産の差押を行う場合があります。

また、悪質な場合や、村単独での徴収が困難な場合は、「秋田県地方税滞納整理機構」に滞納事案が移管され徹底的な財産調査を実施し滞納整理が行われます。

『秋田県地方税滞納整理機構』とは・・・

- ・秋田県と県内全市町村が、税負担の公平を図るため、協働して滞納整理に取り組むための組織です。
- ・市町村から引継ぎを受けた滞納税について、差押を中心として滞納整理を行います。

コンビニからも納付できます

平成26年4月から、村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅料、上下水道料、保育料、学校給食費、奨学金返還金についてはコンビニエンスストアでの納付が可能になりました。(納期限・納付期限を過ぎていない、バーコード付の納付書に限ります)

納期限を過ぎた場合でも、コンビニ用納付書を再交付できますので、ご希望の場合は担当へご連絡ください。



納税が困難な場合はお早めにご相談ください



事情があって納期限までに村税等を納めることができない場合は、放置せず、早めにご相談ください。
一人で悩まず、一緒に滞納解消の方法を考えましょう。

【問い合わせ先】

住民福祉課

税務保険班

電話：77-2222

12月14日は第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票日です。

期日前投票

投票日の当日、仕事や旅行、冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない場合は期日前投票をすることができます。

期日前投票所

開発センター

12月3日(水)から12月13日(土)までの毎日、
午前8時30分から午後8時まで。
(最高裁判所裁判官国民審査は12月7日(日)から)

投票所入場券(ハガキ)に、住所、氏名等の必要事項を記入し、持参してください。

不在者投票

投票日の当日、仕事や旅行などで村内にいない方で、期日前投票もできない方は、ほかの市町村（滞在先）で不在者投票をすることができます。

詳しいことは、村選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、都道府県が指定している病院や施設に入院（入所）している方は、その病院（施設）内で不在者投票をすることができます。

詳しいことは、入院（入所）している病院（施設）にお問い合わせください。

不在者投票には郵送の期間を要しますので、請求は早目にしましょう。



投票所入場券

投票所入場券（ハガキ）は、投票に来た方が、選挙人名簿に登録されている方かどうかを確認するためのものです。再交付はしませんので、大事に保管し、投票の際は忘れずに持ってきてください。もし無くしてしまった場合でも、投票所の受付で本人確認ができれば投票することができます。まずは投票所に行きましょう。

村内での投票時間は、午前7時～午後7時まで（ただし、八木沢投票所は、午前7時から午後6時まで）

開票は午後8時から上小阿仁開発センターで行います。

上小阿仁村選挙管理委員会 ☎77-2221（役場総務課）

災害情報等の配信サービスを開始します。

村では、災害が発生又は発生する恐れがある場合に、村民の皆さんの生命及び財産を守るため、あらかじめ登録いただいた携帯電話等のメールアドレスへメールを配信します。配信されるメールは、大雨警報や地震情報などの気象情報や、災害の発生に伴う避難勧告・指示などが含まれます。

避難情報等を発表した場合には、防災無線やこゑに電話による呼びかけも行いますが、豪雨や停電、不在などにより、情報を受けとることができない場合もあります。

このサービスは、お手持ちの携帯電話やパソコンのメールアドレスへ、直接送信されるため、外出先や滞在先でも情報を受け取ることができます。

情報を受信するためには、事前の登録が必要となります。登録は、直接住民福祉課窓口へお越しいただくか、村ホームページから申請書をダウンロードし、郵送やFAX、メール等により申込書をお送りください。村内に住宅や土地をお持ちで、現在、村外にお住まいの方でも、希望により情報を受け取ることができます。



緊急時のために、ぜひメールアドレスのご登録をお願いします。

●お問い合わせ先 住民福祉課 住民福祉班 ☎77-2222 mail:bousai@vill.kamikoani.lg.jp

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を送ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、正しい選挙を実現しましょう。

①政治家の寄附の禁止

その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が政治家の氏名を表示したり、氏名が類推される

ような方法で寄附することは禁止されており、寄附をすると処罰されます。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

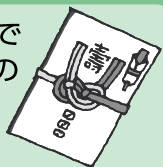
⑤年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

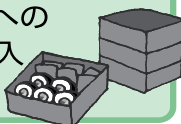
⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



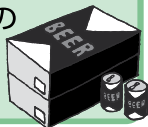
地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入



お祭りへの寄附・差入



町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない!

求めない!

受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

落成式・開店祝等の花輪



病気見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・供花



秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典



総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

(公財) 明るい選挙推進協会

総務省 寄附の禁止

検索

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索

財産、地方債及び一時借入金の現在高

土地	区 分	前年度末現在高	増 減 高	26年 9 月末現在高	
	本 庁 舎	2 1,3 8 9㎡	0㎡	2 1,3 8 9㎡	
	公 共 用 財 産	2 8 8,8 1 0㎡	0㎡	2 8 8,8 1 0㎡	
	その他の行政機関	1,5 7 4㎡	0㎡	1,5 7 4㎡	
	山 林	2 2,1 5 5,2 5 5㎡	0㎡	2 2,1 5 5,2 5 5㎡	
	そ の 他	3,8 7 9,3 2 4㎡	0㎡	3,8 7 9,3 2 4㎡	
	計	2 6,3 4 6,3 5 2㎡	0㎡	2 6,3 4 6,3 5 2㎡	
建物	区 分	前年度末現在高	増 減 高	26年 9 月末現在高	
	本 庁 舎	3,2 4 1㎡	0㎡	3,2 4 1㎡	
	公 共 用 財 産	3 8,8 9 9㎡	0㎡	3 8,8 9 9㎡	
	その他の行政機関	5 3 2㎡	0㎡	5 3 2㎡	
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡	
	計	4 2,6 7 2㎡	0㎡	4 2,6 7 2㎡	
車両	区 分	前年度末台数	増 減 高	26年 9 月末台数	
	車 両	4 9台	0台	4 9台	
証券有価	区 分	前年度末現在高	増 減 高	26年 9 月末現在高	
	株 券	5,4 4 1万円	0 万円	5,4 4 1万円	
出資による権利	区 分	前年度末現在高	増 減 高	26年 9 月末現在高	
	出 資 金	2,6 4 5万円	0万円	2,6 4 5万円	
債権	区 分	前年度末現在高	増 減 高	26年 9 月末現在高	
	奨 学 金 貸 付 金	3,0 2 2万円	△3 3万円	2,9 9 0万円	
	東北労働金庫貸付金	0万円	1,0 0 0万円	1,0 0 0万円	
	中小企業振興融資幹旋資金制度預託金	0万円	1,4 0 0万円	1,4 0 0万円	
	計	3,0 2 2万円	2,3 6 8万円	5,3 9 0万円	
基金	区 分	前年度末現在高	増 減 高	26年 9 月末現在高	
	一般会計財政調整基金	1 8億9,6 8 2万円	0万円	1 8億9,6 8 2万円	
	一般会計減債基金	2億9,4 6 5万円	0万円	2億9,4 6 5万円	
	そ の 他 目 的 基 金	8億8,0 5 5万円	0万円	8億8,0 5 5万円	
	計	3 0億7,2 0 2万円	0万円	3 0億7,2 0 2万円	
一時借入金及び	会計区分	前年度末現在高	増 減 高	26年 9 月末現在高	一時借入金現在高
	一般会計	2 3億6,5 0 7万円	△1億8,5 5 0万円	2 1億7,9 5 7万円	0万円
	特別会計	1 3億9,3 1 6万円	△1億7,8 4 1万円	1 2億1,4 7 5万円	0万円
	計	3 7億5,8 2 2万円	△3億6,3 9 0万円	3 3億9,4 3 2万円	0万円

住民の負担状況

※現年課税分調定額による

①村 税（人口 2,6 0 4人、世帯数 1,1 9 4世帯）

区 分	税 目	村民一人当たり	一世帯当たり
直接負担する村税	村民税 個人分	2 2,9 7 2 円	5 0,0 9 9 円
	村民税 法人分	1,0 1 8 円	2,2 1 9 円
	純固定資産税	3 2,1 3 1 円	7 0,0 7 5 円
	軽自動車税	2,0 3 4 円	4,4 3 6 円
間接的に負担する村税	た ば こ 税	3,1 0 8 円	6,7 7 7 円
計		6 1,2 6 3 円	1 3 3,6 0 6 円

②国民健康保険税

（加入被保険者数 7 7 7人 加入世帯数 4 8 4世帯）	
加 入 者 一人当たり	加 入 一世帯当たり
7 2,0 1 7 円	1 1 5,6 1 4 円

村の財政状況をお知らせいたします

村では、村民の皆さんに財政事情を知っていただくため、毎年2回、財政状況の概要を公表しています。

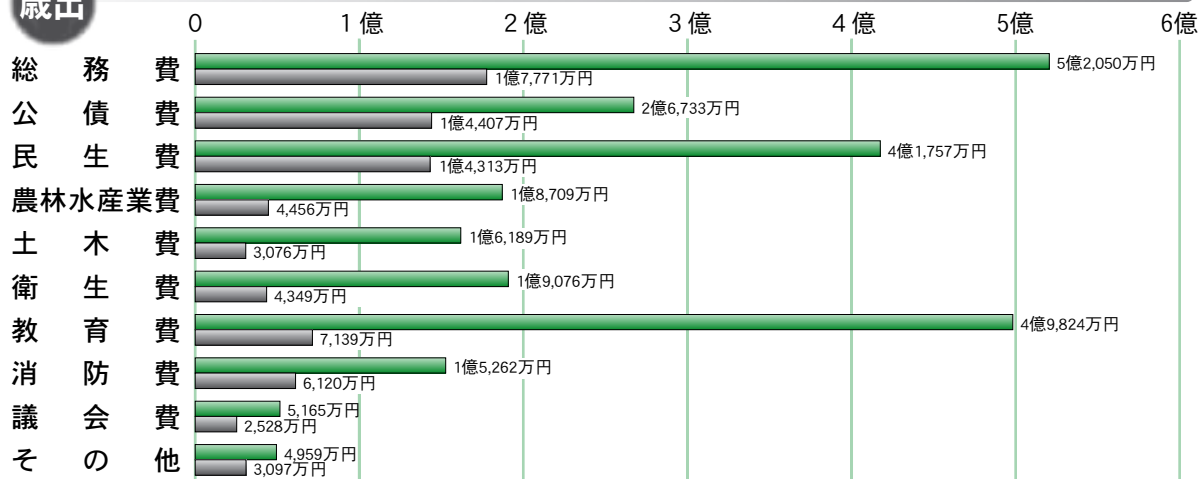
今回は、平成26年度予算の9月30日現在の執行状況をお知らせします。

一般会計歳入歳出予算の執行状況

歳入



歳出



歳入歳出予算現額		24億9,723万円
歳入	収入済額	13億7,746万円
	収入率	55.2%
歳出	執行済額	7億7,256万円
	執行率	30.9%

特別会計歳入歳出予算の執行状況

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	執行済額	執行率
国民健康保険事業勘定	4億4,673万円	1億6,706万円	37.4%	1億9,147万円	42.9%
国民健康保険診療施設勘定	1億4,778万円	2,606万円	17.6%	6,456万円	43.7%
特別養護施設	3億4,562万円	1億1,570万円	33.5%	1億4,767万円	42.7%
簡易水道事業	1億2,288万円	1,547万円	12.6%	3,181万円	25.9%
農業集落排水事業	6,968万円	823万円	11.8%	3,019万円	43.3%
下水道事業	4,601万円	671万円	14.6%	1,740万円	37.8%
介護保険事業勘定	4億3,292万円	1億6,504万円	38.1%	1億8,909万円	43.7%
後期高齢者医療	4,113万円	1,190万円	28.9%	1,169万円	28.4%
合計	16億5,274万円	5億1,616万円	31.2%	6億8,388万円	41.4%



☎60-9000

新春対局 囲碁大会

正月の恒例となつてゐる新春囲碁大会を次の日程で開催いたします。

新年の腕試し！棋力に応じたハ
ンデ戦となりますので、どなたに
も勝利のチャンスがあります。ふ
るつてご参加ください。(当日受付)

■会場 沖田面「若者センター」
■日時 平成27年1月11日(日)
午前9時から開催

■参加費 1人 千円

「レクダンス教室」 を開催しました

公民館講座として3回にわたりレ
クリエーションダンス教室を開催し、
参加した方々は音楽に合わせて体を動
かし、楽しい時間を過ごしました。
今後とも要望があれば様々な講座を
企画しますのでお気軽に公民館まで
お問い合わせください。



スキー場準備はじまる

上ノ岱スポーツエリアは、10月31
日をもってテニスコートの運営を終
了しました。ご利用ありがとうございます。

現在、テニスコートエリアの片付
けと、スキー場準備作業が進められ
ております。滑走可能な積雪を待つ
て開場します。(12月下旬を予定)
なお、年末年始の休業日は次の通
りです。

12月31日(水)～1月2日(金)

生涯学習センター 停電作業のお知らせ

生涯学習センターの電気設備工事
に伴い次のとおり停電となります。
ご来館の際はご注意ください。

停電作業日

平成26年12月4日(木)

■時間帯 午前9時～12時

■予備日 平成26年12月9日(火)

※4日(木)に天候不順等で作業が
出来ない場合は予備日に停電とな
ります。

※当日は館内の電気・電話等一切の
設備が利用出来ません。

※図書館は開館しておりますが、電
気設備等は利用出来ません。本の貸
し出しは可能です。

「親子ミニがまくら作り」 高校生ボランティア を募集します！



恒例の親子ミニがまくら作りが来
年の2月(第1土曜日もしくは第2
土曜日)に開催予定となっております。
今回は公民館事業の一環として
高校生ボランティアを募集いたしま
す。作業内容はミニがまくら作りに
参加した参加者のお手伝いやイベン
ト運営の補助などです。

村内の高校生はもちろん、村外の
高校生の方も申込可能ですので、お
誘い合わせの上、是非お申込くださ
い。

なお、開催日時につきましては次
号広報でお知らせいたします。

申込期限

平成27年1月23日(金)

■定員 10名程度

申込

公民館の申込書に記入して
提出するか、電話でお申込
ください。

問い合わせ先

上小阿仁村公民館

☎(60) 9000